このような飼育者のニーズに応じる形で、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、動物に対する総合的な保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関する普及・啓発や、小動物分野を中心に、核医学等の最先端医療技術や高度な医療機器を使用した最新の診断・治療・予防技術の獣医療現場への導入が求められている。

高度な獣医療の提供については、畜産業の現場からも、経営の安定や生産性の向上を図る観点から、最新の診断技術や治療方法の積極的な導入について要請が高まっている。

小動物分野、産業動物分野等の獣医療の現場において、獣医師による高度かつ多様な診療技術の提供が求められており、このためには、獣医師と、動物看護職、検査技師、家畜人工授精師、削蹄師、装蹄師等の獣医療に携わる他分野専門職との連携の必要性が高まってきている。このような中で、動物看護職については、専門教育のレベルが必ずしも一定の水準以上ではなく、また、地位や身分、処遇についても不安定であるといった課題が指摘されている。

⑶　緊急の課題としての産業動物獣医師等の養成・確保

畜産業が我が国農業の基幹的部門へと成長を遂げている一方で、産業動物分野における獣医療の提供面においては、獣医師の高齢化、新規獣医師の参入の減少等の課題が生じている。平成19年５月に農林水産省が取りまとめた「獣医師の需給に関する検討会報告書」においても、将来、産業動物獣医師が大幅に減少するほか、家畜衛生行政や公衆衛生行政に携わる公務員獣医師についても確保が困難になる懸念が示されている。

産業動物分野及び公務員分野の獣医師が現状のままでは不足するという見込みの背景として、その専門職として担っている社会的役割について国民に十分に認識されていないこと、獣医学教育でその意義や魅力について知る機会が少ないこと、小動物分野に比べて所得の格差が生じていること等が指摘されている。また、新規獣医師が都市部の小動物分野に集中する傾向が続き、さらに、産業動物診療施設の再編・合理化等が進んだことにより、獣医師の活動分野や活動地域の偏在が発生し、将来的に獣医療の提供が行われない地域が発生する懸念が示されている。

社会的ニーズに即した安全で良質な畜産物を安定的に提供するためには、これら獣医療の不足が見込まれる分野や地域における、一層の獣医療提供体制の整備の強化が必要となっている。

2　基本方針の重要事項

このような状況に対処し、我が国の獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上に寄与していくため、また、将来的にも社会的ニーズに応え得るよう、獣医療を提供する体制の整備を図ることとする。また、国及び都道府県は、基本方針及び都道府県計画（獣医療法第11条第１項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）の実現に資するため、取組状況の定期的な検証を行うとともに、関係者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めることとする。

今次基本方針の策定に当たっては、特に以下の点に留意した。

⑴　社会的ニーズに対応した獣医療を提供するための獣医師の養成・確保

畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生、食品の安全性の向上等の社会的ニーズに応え、獣医療に対する国民の信頼の確保を図るため、獣医師が獣医療技術の修得を図る機会を増大し、診療獣医師として必要な技術の高位平準化を図る。なお、臨床研修の実施については、獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の２第１項に規定する診療施設と連携しつつ、産業動物分野及び小動物分野それぞれに応じた体系的なカリキュラム等に基づく研修の実施を促進する。

⑵　良質かつ適切な獣医療の提供に向けた獣医師と他の関係者との連携・協力の推進

獣医師、動物看護職等の獣医療に携わる他分野専門職及び飼育者との連携・協力のあり方について、獣医師が組織する団体等において検討する等により、飼育者のニーズに対応した、より質の高い獣医療の提供に向けた取組を推進する。

⑶　獣医師の偏在等により今後不足が予測されている分野の獣医師の確保対策

獣医系大学の学生が産業動物診療や行政分野に触れる機会を増大するとともに、これら分野へ就業・定着を図る取組を推進する。

3　産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保

我が国の畜産業において、今後、家畜の飼養頭数の維持・拡大、個体能力の向上、集約的な畜産経営の進展等が見込まれる状況の中で、産業動物分野及び公務員分野への新規獣医師の参入の減少、産業動物獣医師の高齢化に加え、家畜疾病の複雑化・多様化、事前対応型の防疫体制の確立、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化、生産者が求める集団管理衛生技術の提供等の課題に対処する必要がある。

このような要請に対応するため、今後の獣医療を提供する体制の整備の推進に当たっては、産業動物獣医師や都道府県等で家畜衛生行政等に携わる公務員獣医師が口蹄疫等の家畜伝染病の防疫や食品の安全確保に重要な役割を担っていることを十分に認識し、以下の方策を講ずることによって、より的確で効率的な診療体制の確立を図ることを基本とする。

⑴　産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保

①　産業動物分野及び公務員分野への就業をより魅力あるものとするため、獣医系大学の学生が産業動物診療や家畜衛生等行政分野の意義や魅力について知る機会を増大し、産業動物分野及び公務員分野への誘引を図るための措置の充実を質・量ともに図るとともに、これら分野における労働をめぐる環境の改善を図る。

②　家畜の診療や家畜衛生行政に携わる獣医師及び畜産関連産業等に係る技術や知識・経験を持つ獣医師の活用を促進するため、獣医師の就業状況、採用・求職情報の一元化と情報提供の全国ネットワーク化の推進、休職・離職中の獣医師の産業動物分野や公務員分野への再就職を支援する措置の充実を図る。

⑵　診療施設の整備並びに獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携

①　産業動物獣医師、農業関係団体等による診療施設・診療機器の計画的な整備及び効率的な配置並びに診療施設間の機能分担・業務連携の強化を促進し、診療の適正化・迅速化及び診療内容の高度化を推進する。

②　家畜伝染病の予防及び畜産物の安全性の向上を図るため、家畜保健所の機能を充実させて、病性鑑定機能の充実・強化、生産衛生管理機能の整備・充実を図る等、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化を推進する。

③　複雑化・多様化する家畜疾病の防除、畜産物の安全性の向上等のための診療及び保健衛生指導の強化を図るため、家畜保健衛生所、民間検査機関等による抗体検査、生化学検査等の衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報の活用を促進する等診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携の促進を図る。

④　診療施設の廃止等に伴い獣医療の提供が行われない地域が生ずる場合には、近隣の診療施設からの獣医療の提供を促進する。この場合、必要に応じて家畜保健衛生所等公的機関によりその補完を図る。

⑶　獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備

①　飼育動物の診療を業務とする新規獣医師が、実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令及び食品の安全性に対する理解の醸成等を図る機会の増大を図る。

②　公務員分野の新規獣医師が、家畜衛生分野、公衆衛生分野等の行政に携わっていく上で必要な、畜産関連産業等に係る内容も含めた基本的知識や病性鑑定技術等を修得する機会の増大を図る。